

(様式第4号)

上田市国民健康保険運営協議会 会議概要

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 審議会名 | 上田市国民健康保険運営協議会 |
| 2 | 日時 | 平成30年1月18日(木) 午後1時30分から午後2時40分まで |
| 3 | 会場 | 上田市役所6階大会議室 |
| 4 | 出席者 | 田畑裕康会長、越田明子副会長、古川悦子委員、尾澤圭子委員、大久保秀子委員、倉沢和成委員、宮下暢夫委員、戸島喜幸委員、北村康史委員、近藤久代委員、堀内吉孝委員、山野井功委員 |
| 5 | 市側出席者 | 近藤福祉部長、細川国保年金課長、石井健康推進課長、土屋丸子市民サービス課長、堀内真田市民サービス課長、下村武石市民サービス課長、井出収納管理課収納担当係長、春原国民健康保険担当係長、橋詰国民健康保険担当係長、坂口国民健康保険担当係長、井澤国民健康保険担当主査 |
| 6 | 公開・非公開等の別 | 公開 ・ 一部公開 ・ 非公開 |
| 7 | 傍聴者 | 1名 記者 0名 |
| 8 | 会議録作成年月日 | 平成30年2月28日 |

協議事項等

- | | |
|---|---|
| 1 | 開会(事務局) |
| 2 | あいさつ(近藤部長、田畑会長) |
| 3 | 会議録署名人の指名
・ 田畑会長から、近藤委員と堀内委員の2名を会議録署名人に指名 |
| 4 | 議事
(1) 答申(案)について
事務局:平成29年8月3日に諮問した国民健康保険事業の運営について、平成30年度の国民健康保険事業制度改革の施行にあたり、長野県が定める国民健康保険運営方針の内容を踏まえ、上田市の事業の在り方について、審議を重ねていただいた。
その中でも特に、国民健康保険税の賦課のあり方、税率等に慎重に審議を行っていただいた。その結果として、被保険者の急激な負担増加の緩和に配慮した税率改定を行うべきであるという視点での結論となった。
答申の内容
(1) 医療分の資産割額を段階的に廃止し、賦課方式を所得割、均等割、平等割の3方式とする。
(2) 応能割と応益割の配分割合について、低所得者世帯の負担増加をおさえるため、平成30年度は現行の応能応益割合の配分53:47を維持した改訂とする。
(3) 国民健康保険事業基金からの繰り入れにより激変緩和を行う。改定率は0%。
(4) 平成30年度の税率は資料のとおり
(5) 今後の税率改定の検討は毎年度行う。

委員:本係数による納付金額が増えているが、事務局側としては想定範囲内の金額か。
事務局:想定よりは若干多かったと思っている。

委員:毎年、このような形で示されてきて、想定より多くなってくると基金がそのうち足りなくなる可能性があると思うがどうか。 |

事務局：今回は激変にならないよう、基金の繰り入れを行う形となるが、次年度以降は事業費納付金の状況を見て判断しなければならないため、県の激変緩和6年間の中でとあるが、県が示すべき納付金に必要な保険税については基金の繰り入れをすることのない税率改定を考えていかなければいけないと思っている。

委員：応能割と応益割の配分割合について、長野県からは49：51と示されているが、上田市は何年かけて県が示す標準割合にしていくのか。

事務局：31年度以降は応能割と応益割の配分割合49：51、県の標準保険料率の算定の割合に近づけていくという検討をしなければならないというのは、大きな課題であり、また、踏み込んでいかなければならないと思う。

答申案でも、「市では、毎年度、状況の検討を行い、急激な税負担の増加を避けるため6年、あるいは10年の激変緩和期間を設けて、応能応益の割合の配分等も含め、標準保険料率に基づく税率に移行すべきである」との表現としたい。

委員：基金についてですが、29年度の決算見込みでは、28年度末現在の基金残高は維持できるという見通しだが、激変緩和の期間を考えれば基金は縮小していくという理解でよいか。

事務局：基金を激変緩和の使用とすると、基金は減少していくことに間違いはない。

委員：激変緩和の期間が終わった段階で目標とすれば、基礎的収支は均衡させるという理解でよろしいか。

例えば、震災などで被災される方が多かった場合、医療費の自己負担の免除という事態になり、それが長期化する恐れもあると思うが、そのような事態についての対応についても教ええいただきたい。

事務局：震災等、大きな自然災害の場合には、国で財政安定化基金を設けており、県を通じて入ってくる。自然災害により市町村の税収の確保が難しいような場合には、国と県の方からの補てんが考えている。市が全額を負担というような事態にはならないと考えている。

委員：県の示した応能応益49：51に努力をしてもなかなかならないということも考えられると思うが、その場合ペナルティはあるのか。

事務局：ペナルティはありません。

会長：以上、訂正頂いた部分を含めて、答申について決めたいと思いますがよろしいでしょうか。それでは、答申案について本協議会の答申といたします。尚、答申書の提出は私と、越田副会長とで、1月22日に市長に提出をさせていただきます。

5 その他

委員：来年度以降、また本係数による納付金の新たなものが提示されると、それに基づいて税率を変えていかなければならないとすると、毎年この時期にこの協議会を開く必要が出てくるのか。激変緩和している間で税率は変わっていかなければならないということか。

その場合は税率が変わるたびに答申を出すという形になるのか。

事務局：来年度は制度改革が始まっており、確定の納付金が出た時点で算定になるので、今ぐらいの時期に、まとめて何回か協議会を設けさせていただきます。

ご検討いただく内容について諮問をさせていただき、税率改定をしないという場合もあると思いますが、答申をいただくというような形になります。

6 閉会（事務局）